

「介護サービス情報の公表」制度について

1 趣旨・目的

- 介護保険法の規定に基づき、基本的に全ての介護サービス事業所に対して、提供するサービスに関する情報を県に報告することを義務づけ、県が定期的に公表する仕組みです。
- 利用者にとっては・・・
介護サービス事業所に関する情報を、公平に、いつでも入手し、比較検討するなど活用することによって、主体的に適切な介護サービス事業所を選択できます。
- 介護サービス事業所にとっては・・・
サービスの質による競争が機能することにより、サービス改善への取組が促進され、介護サービス全体の質の向上が期待されます。

2 対象事業者

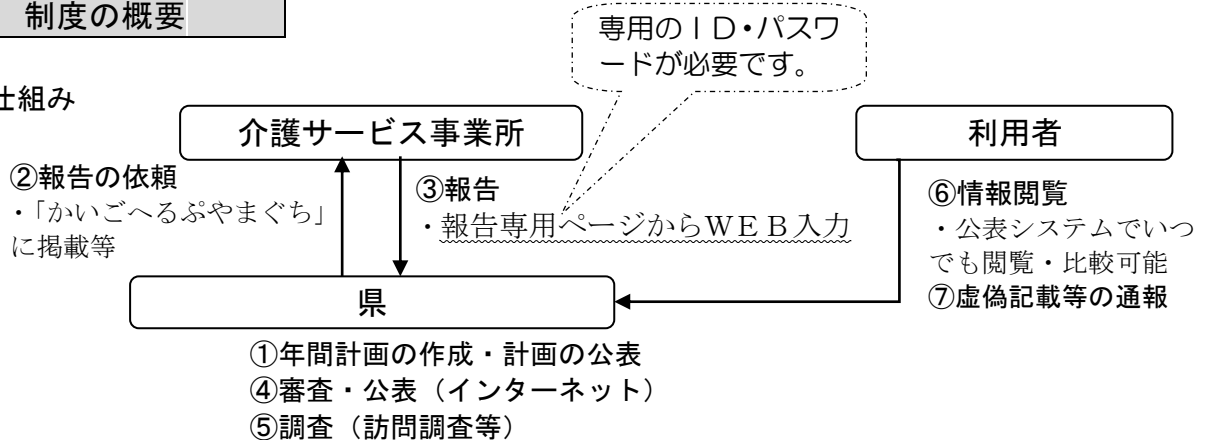
- 前年1年間（1月1日～12月31日）で受けた介護報酬の支払の合計が100万円を超える介護サービス事業者
- 新規指定事業者（基本情報のみ）

■対象にならないサービス

- ・ 居宅療養管理指導（介護予防含む）
- ・ 介護予防支援
- ・ 特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホーム（介護予防含む）
- ・ 介護療養型施設サービスのうち療養病床等における入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るもの

3 制度の概要

■仕組み



介護サービス情報報告専用ページ <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/35/>

介護サービス情報公表システム <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/35/index.php>

■報告する内容

基本情報項目	運営情報項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人等に関する事項 ・ 事業所等に関する事項 ・ 従業者に関する事項 ・ 介護サービスの内容に関する事項 ・ 利用料等に関する事項 ・ 知事が必要と認めた事項 ・ 通所介護の法定外宿泊サービス情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスの内容に関する事項 (介護サービスの質の確保や相談、苦情等の対応のために講じている措置等) ・ 事業所等の運営状況に関する事項 (計画的な事業運営、透明性の確保のための取組等) ・ 知事が必要と認めた事項

■報告期間等について

○平成30年度の報告期間

平成30年度は、事業所（施設）の所在地等により、下記の報告月としています。

(1) 既存事業所 ※該当する報告月の初日から末日の間に報告すること。

事業所の所在地	報告月
下関市	平成30年8月
宇部市、美祢市、山陽小野田市	平成30年9月
山口市、防府市	平成30年10月
下松市、光市、周南市、長門市、萩市、阿武町	平成30年8月
柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、岩国市、和木町	平成30年9月

(2) 新規指定事業所 【全県対象】

報告月・・・指定日の属する月の翌月

○平成31年度の報告期間・報告対象事業所

平成31年度の報告期間や報告対象事業所については、5月以降にホームページ「かいごへるふやまぐち」に掲載します。

■情報の内容に関する調査

県は、報告された情報の内容について、次のいずれかに該当する場合は、事業者に対する面接等の方法により、調査を行います。

- ①新規申請時
 - ②報告内容に虚偽が疑われる場合
 - ③公表内容について、利用者等から通報があった場合
 - ④実地指導時
 - ⑤その他、知事が必要と認めるとき
- (「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」
平成24年3月山口県策定)

■費用等

調査手数料、公表手数料とも不要です。(平成24年度から)